

補助申請を行った場合の浄化槽設置工事について

補助申請を行った場合の浄化槽設置工事について、以下のとおり取りまとめましたのでご確認ください。

- 1 雨水及び特殊排水（工場、ペットショップ等の別途処理すべき排水）を除く、敷地内から排出されるすべてのし尿及び雑排水を浄化槽に接続しなければならない。
接続しない水廻りの設備は、特殊排水の排水設備を除いて、その設備を撤去しなければならない。
- 2 軒下等にあつて受け皿のある外部立水栓は、原則として浄化槽に接続することとし、砂溜め用の升を介して接続すること。
ただし、泥水が大量に流入する場合や、屋根がなく雨水が流入する場合、あるいは散水に使用するのみの場合などは、その立水栓では洗剤を使用しないという条件をもって、接続しないこともできるものとする。
- 3 各升の設置については、以下に基づくものであること。
 - (1) 升の内径は、15センチメートル以上とすること。
 - (2) (1)にかかわらず、台所から排出される汚水を最初に受ける升の内径は、30センチメートル以上とすること。なお、本管きよ（流入管きよのうち導入管きよを除くものをいう。）の各始点（浄化槽から最も遠い所をいう。）に設ける升及び流入管きよの終点に設ける升の内径についても、30センチメートル以上とすることが望ましい。
 - (3) 各所（便所を除く。）から排出される汚水を最初に受ける升は、他に同様の機能がある場合を除き、臭気及び衛生害虫の移動を防止できる構造とすること。
- 4 原則として、建物から出た直後（2メートル以内）に升を設けること。
また、合流点、45度以上の屈曲点には升を設け、管長が管径の120倍を超えない範囲で升を設けること。
さらに浄化槽の直前・直後（2メートル以内）には升を設けること。ただし、直後の升は放流ポンプで代えることができる。
升の露出は極力避けるものとするが、やむを得ず露出する場合は、升前後の配管に十分な支持を行い、耐候・耐衝撃を考慮して補強するものとする。

- 5 台所排水には専用の油水分離可能な升（台所排水専用升）を設置し、その升には他の排水を流入させないこと。

台所排水専用升は、内径30センチメートル以上で、水深25センチメートルを確保し、水面から15センチメートル以上深い部分の水を流出させる構造のものであること。

なお、台所が2ヶ所ある場合は、それぞれに専用升を設けることを原則とするが、1つの専用升に流入させる場合は、その升の内径は35センチメートル以上のものとする。
- 6 本管は10センチメートル径を使用し、勾配は100分の1以上であること。

配管がやむを得ず露出する部分については、肉厚管（VP管）を使用すること。
- 7 放流先の最高水位を確認し、放流水が支障なく放流できるものであること。

また、ポンプで放流する場合を除き、放流管径は10センチメートル以上のものであること。

放流ポンプを設置する場合は、必要に応じ逆流防止弁を設置すること。

なお、原水ポンプ、放流ポンプともに故障時を考慮し、同一能力のものを2基設置することが望ましい。
- 8 マンホールの嵩上げは30センチメートル以下とし、これを超える場合は浄化槽の維持管理を行う上で支障のない構造のピットを設けること。
- 9 浄化槽用の送風機は、型式適合認定書添付仕様書に記載された適正な風量のものであること。
- 10 工事にあたって、ここに定めのない事項については浄化槽法第4条第5項の規定による「浄化槽工事の技術上の基準」に従い、「岡山県小型合併処理浄化槽工事マニュアル」に準拠して実施すること。